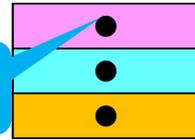


提出書類一覧

すべての企業様が提出
必須！！



● 必須書類
● 該当する場合に提出する書類
● 現場によっては提出が必要な添付書類等

*グリーンサイト、ビルディの場合元請により内容は異なるが表示される項目は全て提出必要

No.	書類名	提出様式			
		全建統一様式 (紙書類)	グリーンサイト 使い方	Buidee 使い方	その他元請会社 特有のルール
1	再下請負通知書(変更届)	●	●	●	
2	外国人建設就労者建設現場入場届出書	●	●	●	
3	下請業者編成表	●	自動作成	自動作成	
4	施工体制台帳作成建設工事の通知	—	—	—	
5	施工体制台帳	—	—	—	
6	工事事務所災害防止協議会兼施工体系図	—	—	—	
7	作業員名簿	●	●	●	
8	持込機械等使用届(車両系機械等)	●	●	●	
9	機械点検表	●	●	●	
10	持込機械等使用届(工具・機器類)	●	●	●	
11	機器点検表	●	●	●	
12	工事・通勤用車両届	●	●	●	
13	有機溶剤・特定化学物質等持込使用届	●	●	●	
14	火気使用願	●	●	●	
15	安全衛生管理計画書	●	—	●	
16	事業所安全衛生管理計画書	●	—	—	
17	作業(予定報告書・指示書)	—	—	—	
18	安全ミーティング・危険予知活動報告書	—	—	—	
19	年少者就労届及び承諾書	●	●	●	
20	高齢者就労報告書	●	●	●	
21	女性就労者報告	—	●	—	
22	適正配置通知書(血圧)	—	●	—	
23	適正配置通知書(疾病)	—	●	—	
22	高血圧者就労報告書	—	—	●	
24	外国人就労者入場届	—	●	—	
25	外国人就労者報告書	—	●	—	
【添付書類】					
26	安全衛生に関する誓約書	—	—	—	●
27	暴排対応誓約書	—	—	—	●
28	脚立使用に関する誓約書	—	—	—	●
29	安全帯(墜落制止用器具)の使用に関する誓約書	—	—	—	●
30	送り出し教育実施報告書(写真添付)	—	—	—	●
31	建設業許可の写し	●	●	●	
32	作業員の資格、免許の写し	●	●	●	
33	車両任意保険証券の写し	●	●	●	
34	車検証の写し	●	●	—	
35	自賠責保険証券の写し	●	●	—	
36	移動式クレーン、車両系機械の特定(年次)及び月例の定期自主検査帳票の写し、任意保険	—	—	●	
37	自動車運転免許証の写し	●	●	●	
38	運行経路図(車両届出の添付書類として)	●	●	—	
39	会社の社会保険加入状況証明書類(健康保険、年金、雇用保険 ※最新のもの)	●	●	●	
40	作業員個人の社会保険加入証明書類(健康保険、年金、雇用保険 ※最新のもの)	—	●	●	
41	労災上乗保険の加入書類の写し(グリーンサイト)	●	●	●	
42	主任技術者の雇用を証明する書類の写し(健康保険証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書)	—	●	●	
43	安全衛生責任者の雇用を証明する書類の写し(健康保険証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書)	—	—	—	●
44	上位会社との契約書類の写し(注文書、請書)	●	●	●	
45	基本契約書または工事請負契約約款(請書の裏面)	●	●	●	
46	労災特別加入書類の写し(一人親方、事業主・役員(現場で作業を行う場合) ※最新のもの)	●	●	●	
47	作業員全員の顔写真データ(JPEGファイル)	—	●	●	
48	会社の退職金共済制度加入証明書類(建退共・中退共)	—	●	●	
49	// (上記以外の退職金制度)	—	●	●	
外国人就労者関係					
50	パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)	●	●	—	
51	在留カードまたは外国人登録証明書	●	●	—	
52	適正監理計画認定証	●	●	—	
53	受入建設企業と外国人建設就労者との間の雇用契約書及び雇用条件書(労働条件通知書)	●	●	—	

ビルディの場合、作業員
皆さんの顔写真登録も
併せて必要です。

車検証の添付は「自動車
検査証記録事項」も必要
車検満了日が記載されて
います。ここを見て確認しま
す。

担当する工事について
のみで結構です。また職長
安責者の修了証は原則
5年以内に発行されたも
の。有効な修了証をお持ち
の方を安責者に登録く
ださい。

有効期限があるもの
は期間内のものを添

保険制度としては任意加入であ
るが当社は必須

※上記の他、元請会社によって独自に定められた書類を提出する。

再下請負通知書(変更届)

直近上位の 注文者名	〇〇〇〇ビル新築工事		
現場代理人名 (所長名)	〇〇〇〇 殿		
元請名称	株式会社〇〇建設		
《自社に関する事項》			
工事名称及び 工事内容	〇〇〇〇ビル新築工事 自 2023年 10月 1日 注文者との 至 2024年 5月 31日 契約日 2023年 9月 20日		
建設業の許可	施工に必要な許可業種 管/熱絶縁など 工事業	許可番号 大臣 特定 知事 一般 第XXXX号	許可(更新)年月日 2020年 7月 2日
監督員名	再下請負企業がある場合は現場 代理人名を記載	安全衛生責任者	〇〇〇〇(職長・安責者特別 教育受講済みで受注する者)
権限及び 意見申出方法	・契約書に記載の通り ・文書による	安全衛生推進者	常時10人以上の従業員が入 場しない場合は記入不要
現場代理人	〇〇〇〇	雇用管理責任者	代表者名(または雇入れ、配置、 賃金台帳、福利厚生等に携わる 者)
権限及び 意見申出方法	・契約書に記載の通り ・文書による	※専門技術者	
※主任技術者	専任 〇〇〇〇(有資格者で 非専任 常駐する者)	資格内容	
資格内容	~管理技士、~技能士、~工事士など	担当工事内容	
※登録基幹技能者名・種類	入場者のうち、該当者があれば記載		
外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
健康保険等の 加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所 整理記号等	営業所の名称 (株)〇〇設備	健康保険 〇〇-0123	厚生年金 〇〇-0123
			雇用保険 01234567890

弊社との契約の中で、取り交わした「請書」の日付を記載ください。工期についても請書の記載通りとなります。郵送・発送により手元がない場合空欄又は現場担当者へ確認願います。下請会社に発注する場合、弊社との契約日以降、弊社契約工期内となるのでご注意ください。

建設業許可を取得している場合は、請負金額が500万円未満の場合でも記入が必要。500万未満の工事を請け負うことができるからといって記入が省略されることはありません。

職長安責者の教育受講から5年以内の方を配置してください。

建設業許可を取得している場合は、請負金額に関わらず主任技術者を配置しなければならないので、有資格者+現場に入場する方を選任ください。

6 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所を有する営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含むは「未加入」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

- ※[主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]
- 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
 - 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
 - 主任技術者の資格(該当するものを選んで記入する)
 - ①経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - ②資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」

- (記入要領)
- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
 - 再下請負契約がある場合は《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(公共工事以外は請負代金額の記載は不要)の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
 - ①請負契約書、<注文書・請書等> ②請負契約約款
 - 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式1-乙に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
 - この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
 - ①出入国及び難民認定法(昭和26年政令第319号別表第1の2の表の技能講習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。))が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - ②同法別表第1の5の表の上欄の在留資格が決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。))が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

